

各〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具の
種目、受託報酬の額等に関する基準の改正について

身体障害者福祉法第20条第1項及び第21条の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和48年厚生省告示第171号）の一部が平成15年3月25日厚生労働省告示第115号をもって、児童福祉法第21条の6第1項及び第21条の7の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和48年厚生省告示第187号）の一部が平成15年3月25日厚生労働省告示第116号をもって改正され、各々平成15年4月1日から適用されることとなったが、その内容は別添のとおりであるので、内容を了知の上、遺漏のないよう取り扱われたく通知する。

なお、平成15年4月14日以前に交付又は修理の決定が行われた補装具に係る受託報酬の額については、改正前の基準を併せ用いることができるので、念のため申し添える。

記

1 改正の要点

- (1) 義肢、装具等について、受託報酬の額の改定を行ったこと。
- (2) 大腿義足及び膝義足の型式について、ライナー式を創設し、基準額を設定したこと。
- (3) 下肢装具及び体幹装具の耐用年数について、使用の実態を踏まえた見直しを行ったこと。
- (4) 頭部保護帽について、製作に用いられる材料の実態を踏まえ、必要な基準額を設定したこと。
- (5) 修理基準について、義肢のソケットの調整及び靴型装具の足底挿板交換に係る必要な基準額を設定したこと。

2 運用上の留意事項について

補装具製作委託業者等に対し、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。